

愛知県内の医療機関ではなく、助産所や県外の医療機関で

妊産婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査を受診する方へ（償還払いのご案内）

※愛知県内の医療機関で受ける方は手続きが不要です。お渡しした受診券を使用し、受診してください。助産所は受診券が使用できないため、県内・県外問わず、償還払いの手続きが必要です。

助産所及び愛知県外の医療機関（日本国内に限る）で、健診受診日に長久手市に住民登録のある方が妊産婦健康診査・乳児健康診査・新生児聴覚検査を受診した場合、市が受診費用を助成限度額内で助成します。

1 受診から申請まで

健康診査を受ける
(助産所・県外医療機関)

受診票を医療機関に提出し、健康診査を受けるとともに、受診票の裏面に結果を記入してもらう。

受診票裏面に記載のある指定の検査項目について助成し、検査内容に合わせて使用してください（受診票の番号順でなくても可）。

1回の健診で2枚使用することはできません（子宮頸がん検診を除く）。

受診費用を支払う
(助産所・県外医療機関窓口)

健診費用を支払い、医療機関発行の領収書・診療明細書・記入済みの受診票を受け取る。**出産育児一時金の利用により領収書が発行されない場合は診療明細書を受け取る。**

申請する
(子ども家庭課母子保健係)

助成の申請は、受診した日の属する月の翌月から起算して1年以内に子ども家庭課母子保健係に必要書類を提出する。

☆助産所での受診費用は妊婦健康診査の第2,3,5,6,7,9,11,13,14回（基本健診のみ）と産婦1回目・2回目、新生児聴覚検査、乳児健康診査を助成します。それ以外は助産所では受診できません。

☆1年を経過した申請については、お支払いできませんので、ご了承ください。

☆複数回を受診される場合は、まとめて1回の申請をお願いします。

☆転出予定のある方は転出前に申請してください。

2 助成金交付申請に必要なもの

- (1) 妊産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査受診費用助成申請書
- (2) 受診票
- (3) 医療機関及び助産所発行の領収書・診療明細書（原本の返却を希望される場合は原本とコピーを併せてお持ちください。出産育児一時金の利用で領収書が発行されない場合、診療明細書をお持ちください）
原本にて申請をされた場合、申請後に原本は返却できませんので、ご了承ください。
- (4) 親子健康手帳（母子健康手帳）表紙、妊娠中の経過、1か月健康診査、検査の記録（乳児）等の各頁を確認します。
- (5) 銀行等振込先の通帳（通帳の無いネット銀行の場合は、振込先がわかるもの）

3 助成金額について

受診した健康診査の実費負担額をそれぞれ限度額内で助成します。ただし、検査内容に応じた助成額になります。一部、自己負担金が生じることもありますので、ご了承ください。

問い合わせ先 長久手市子ども家庭課母子保健係（長久手市役所本庁舎2階）
住所 長久手市岩作城の内60番地1 電話 0561-56-0210